

山梨県警察特別被害者支援本部運用要領の制定について

〔 令和 6 年 3 月 2 5 日 〕
〔 例規甲（務被）第 2 1 1 号 〕

山梨県警察特別被害者支援本部運用要領

第 1 趣旨

この要領は、被害者が多数に及ぶ事件・事故等が発生し、当該事件・事故等の発生地を管轄する所属の指定被害者支援要員だけでは被害者及びその遺族又は家族（以下「被害者等」という。）に対する支援活動が十分にできないおそれがある場合に、当該事件・事故の被害者等に対する組織的かつ総合的な被害者支援活動について必要な事項を定めるものとする。

第 2 山梨県警察特別被害者支援本部の設置

- 1 警察本部長（以下「本部長」という。）は、第 5 に定める派遣要請があり、組織的かつ総合的な被害者支援活動が必要と認めた場合は、山梨県警察特別被害者支援本部（以下「メイプル支援隊」という。）を設置するものとする。
- 2 メイプル支援隊の編成及び任務は、別表第 1 のとおりとする。
- 3 メイプル支援隊を設置したときは、発生地を管轄する所属の施設内その他適当と認められる場所に、現地支援室を置くものとする。

第 3 対象事案

メイプル支援隊の運用対象事案（以下「対象事案」という。）は、次に掲げる事案のうち、本部長が必要があると認めたものをいう。

- (1) 同時に多数の死傷者が発生した殺人、傷害等の事案
- (2) 多数を人質とする乗っ取り、立てこもり等の事案
- (3) 多数の死傷者が生じた事故、火災等の事案
- (4) その他組織的かつ総合的な被害者支援を実施する必要があると認められる事案

第 4 支援要員の指定等

- 1 警察本部の所属長は、別表第 2 に定める指定基準に基づき、所属の警部補以下の階級にある警察官又はこれに相当する職員の中から、山梨県警察特別被害者支援要員（以下「メイプル支援要員」という。）を年度当初に指定し、メイプル支援要員指定書（第 1 号様式）により警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して本部長に報告するものとする。この場合において、交通部高速道路交通警察隊については、山梨県警察指定被害者支援要員制度運用要領の制定について（令和 5 年 3 月 1 5 日付け、例規甲（務被）第 1 1 8 号。以下「支援通達」という。）第 2 の定めにより指定した指定被害者支援要員の中から、メイプル支援要員を指定するものとする。

- 2 警察署長は、別表第3に定める指定基準に基づき、支援通達第2の定めにより指定した指定被害者支援要員の中から、メイプル支援要員を年度当初に指定し、メイプル支援要員指定書（第1号様式）により、警務課長を経由して本部長に報告するものとする。
- 3 所属長は、年度末の定期人事異動以外の理由により指定又は解除の必要が生じたときは、メイプル支援要員指定・解除報告書（第2号様式）により、警務課長を経由して本部長に報告するものとする。

第5 メイプル支援要員の派遣要請

所属長は、管轄区域内で対象事案に該当すると認められる事案の発生を認知した場合において、自らの所属の指定被害者支援要員だけでは被害者等に対する支援活動が十分にできないと認めるときは、警務課長を経由して本部長にメイプル支援要員の派遣を要請するものとする。

第6 メイプル支援要員の招集等

1 メイプル支援要員の招集及び派遣

本部長は、第2によりメイプル支援隊を設置するときには、メイプル支援要員として指定されている者の中から被害者支援に必要な人員を招集し、対象事案の発生地を管轄する所属に派遣するものとする。

2 招集の基準等

本部長は、メイプル支援要員の招集に当たっては、対象事案の規模、態様、発生地状況等を勘案し、次により招集するものとする。

ア 警察本部の所属のメイプル支援要員の招集

別表第2に掲げる警察本部の所属（対象事案に係る捜査を主管する所属を除く。）において、メイプル支援要員として指定されている職員について、同表のA、B、C、D又はEの招集体制を指定して招集するものとする。

イ 警察署のメイプル支援要員の招集

別表第3に掲げる警察署（対象事案の発生地を管轄する警察署を除く。）において、メイプル支援要員として指定されている職員について、ブロックごとに、同表のA、B、C、D又はEの招集体制を指定して招集するものとする。

第7 メイプル支援要員の派遣期間

メイプル支援要員の派遣期間は、おおむね1週間とする。ただし、事案の内容、被害者等への支援状況、捜査の進捗状況等を勘案の上、派遣期間を短縮し、又は延長することができる。

第8 捜査本部等との連携

現地支援室長は、対象事案の捜査又は初動措置の責任者と緊密な連携を図り、被害者支援、捜査活動等に支障が生ずることがないように努めるものとする。

第9 メイプル支援要員の活動状況の報告

メイプル支援要員の派遣を受けた所属長は、その活動状況について、必要の都度、警務課長を経由して本部長に報告するものとする。ただし、特異事項その他緊急に対応を要する事項については、速報しなければならない。

第10 派遣終了後の被害者支援

本部長は、メイプル支援要員の派遣を終了したときは、当該事件・事故等の発生地を管轄する所属長に対し被害者支援の継続を命ずるものとする。この場合において、所属長は、自所属の指定被害者支援要員を指定し、メイプル支援要員との業務引継ぎを確実に実施させるものとする。

第11 教養

警務課長は、メイプル支援要員に対して随時、被害者支援活動に関し必要な教養を実施するものとする。

第12 事務

メイプル支援隊に関する事務は、警務部警務課において行うものとする。